

平成 30 年 4 月 16 日

小諸北佐久薬剤師会 会員薬局 各位

院外処方箋に関する軽井沢病院への問い合わせ方法の変更のお知らせ

軽井沢病院薬剤科 伴野一樹

平素は大変お世話になっております。

標記について当院医師と検討した結果、以下のように対応していただき、お知らせするとともにご理解とご協力ををお願いいたします。

【疑義照会方法】

軽井沢病院代表電話番号（45-5111）へ電話していただき、処方医へ直接問い合わせてください。
処方内容に変更が生じた場合は、別紙様式に 1 日ごとにまとめいただき、翌日までに当院薬剤科宛てに FAX（45-0041）で報告してください。

(注)

処方医が非常勤医師の場合、時間によっては医師不在となります。その場合は当院薬剤科（電話番号 45-2377）へ相談してください。カルテ記載があれば返答しますが、記載が無いものに関してはその医師の次の診察日をお知らせしますので、その日に直接処方医へお問い合わせください。

処方医が常勤医の場合でも時間によっては医師不在となります、その場合は当院薬剤科へ相談してください。

【その都度の問い合わせ不要項目】

以下の項目については、処方の本質を変更することではなく、薬学的な疑義に該当しないため医師確認済みとして処理をしていただいて結構です。ただし、変更内容については別紙様式に 1 日分ごとまとめいただき、翌日までに当院薬剤科宛てに FAX（45-0041）で報告してください。

・ 処方日数の変更

（患者残薬あり。予約日までの不足分。週 1 回製剤の日数違い。前回変更したまま今回も一部のみ他の薬剤と違う日数。…など）

・ 規格の変更

（大規格半錠から小規格 1 錠への変更。小規格複数から大規格へのまとめ。…など）

・ 剂型の変更

（普通錠 ⇔ 口腔内崩壊錠 ⇔ カプセル ⇔ 細粒。50% と 20% のような採用薬の違いによる規格の変更。採用薬の違いによる同成分の名称違いへの変更。…など）

・ 一包化調剤への変更

当院医師からの周知事項として、患者さんとの話は本来は診察室での診療で完結しています。患者さんから薬剤の追加希望があっても、あえて処方していない場合もあります。また、医師から患者さんへ口頭指示をしていますので、**必ず患者さんと十分に話をしてから問い合わせてください。**

上記内容については、平成 30 年 4 月 10 日の医局会議で了承されましたので、各保険薬局にこのお知らせが届いた時点より実施していただくようお願いいたします。